

茨木市立保育所民営化庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1 茨木市立保育所の民営化に関する基本的な方針を検討し、効率的な保育所運営を図るため、茨木市立保育所民営化庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、市立保育所に係る次に掲げる事項について検討する。

- (1) 民営化基本方針案の策定に関すること。
- (2) 適正配置に関すること。
- (3) 効率的な運営に関すること。
- (4) 民営化に伴う保育所施設等の移管に関すること。
- (5) その他民営化に関し必要なこと。

(組織)

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長はこども育成部担当副市長の職にある者を、副委員長はこども育成部長及び教育委員会管理部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、こども育成部において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 20 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 28 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 17 日から実施する。

別表

人事課長	政策企画課長	財政課長	こども政策課長	子育て支援課長	保育課長	学童保育課長	教育委員会教育政策課長
------	--------	------	---------	---------	------	--------	-------------